

住宅リフォームで出た廃材の処理について

先般実施した行政区懇談会で、「村内の家のリフォームを業者に依頼したが、「廃材の処理ができないので請け負えない」と言われ困っている。」などの意見が多く出されました。

飯館村内（長泥を除く）では、今後、村内で住宅の建替え、住宅リフォーム等が増えてくることが予想されますが、村内で出た住宅リフォームの廃材（産業廃棄物）などについては、「村外に持ち出して処理することができない」といった誤った情報が広まっています。

現在、業者が行った住宅リフォームの廃材（産業廃棄物）の処理については、原発事故以前と同様に、リフォーム業者や大工さん（元請業者）が処理責任を負っています。廃材は避難指示区域外へ持ち出して処理することが可能です。



ご不明な点については、福島県相双地方振興局県民環境部環境課（電話 0244-26-1237）にお問い合わせください。